

令和6年度徳島県中学校体育連盟登録申請要項（地域クラブ活動用）にある地域クラブ活動編成の方式についての詳細の説明

この度の、参加特例における登録申請手続きにおきまして、登録団体を含め教育委員会など関係諸団体のみなさまには大変お世話になっております。標題の内容につきまして、詳細な説明を公開することが、急務と上位団体からご指摘をいただき、公開する運びとなりました。本説明をご覧になっていただき、該当する編成方式を選択してください。また、既に申請書をご提出いただいておりますが、申請内容の再検討が必要な地域クラブ活動団体様には、事務局よりご連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【令和6年度徳島県中学校体育連盟登録申請要項（地域クラブ活動用）より抜粋】

2 登録ならびに大会参加を認める条件

(1) 登録要件※徳島県中学校体育連盟独自の取り決め

令和6年度については、

【①方式】

県や自治体が認める部活動地域移行の受け皿となっている団体

【②方式】

当該校に常設する部活動がない等の理由がある生徒が所属している団体

【教育委員会公認 地域クラブ活動】

①以外の公式な地域クラブ活動

上記の3種類いずれかに該当し、かつ、3「大会参加資格の特例」ならびに別紙「徳島県中学校体育連盟地域クラブ活動についてのガイドライン」の全てを満たし、了承していること。

（令和6年度承認されない群）

「自称 地域クラブ活動」

上記の枠内に該当しない地域クラブ活動

「その他（民間クラブ）」

上記の枠内に該当しない民間クラブ

【チーム編成方式に関する詳細の説明】

1. 【①方式】とは

(1) 県＝徳島県，自治体＝市町村

(2) 部活動地域移行の受け皿とは、当該する機関が補助金をあてて、実施される事業（活動）や、当該する機関が管理する予算によってなされる事業（活動）に該当する地域クラブ活動。

※本編成方式で申請があった場合は、事務局から地域クラブ活動へ事業名の確認を行います。

2. 【②方式】とは

(1) チームに登録する全ての生徒（選手）の内、在籍する学校に常設する部活動がない場合。

(2) 常設する部活動あり・なしの例

①以前より部が無い＝常設する部活動なし

②廃部になった＝常設する部活動なし

③休部＝常設ではないため部活動なしに該当（急な回復の際は検討）

3. 【教育委員会公認 地域クラブ活動】とは

- (1) 自治体の補助や補助金はないが、教育委員会が事業（活動）を実施するもの。
- (2) 自治体が管理する予算配当には該当しないが、教育委員会が依頼や委嘱、提案、また、活動に関する指導やサポートをする事業（活動）。
- (3) 総合型地域スポーツクラブはこれに該当する。
- (4) 依頼や委嘱、提案、また、活動に関する指導やサポートをうける地域クラブ活動は、該当する教育委員会内で検討された内容に沿って、活動出来る環境（会則・規定）が整っていること。

※公認は教育委員会からの働きかけであって、地域クラブ活動側からの公認依頼は該当しません。

※本編成方式で申請があった場合は、教育委員会への確認を行います。

4. 【令和6年度承認されない群】「自称地域クラブ活動」「その他（民間クラブ）」とは

- (1) ①方式・②方式・「教育委員会公認 地域クラブ活動」に該当しない活動。
- (2) 「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」「地域の受け皿となっている地域クラブ活動」と判断する要素がない活動。

※「自称地域クラブ活動」「その他（民間クラブ）」の編成方式の場合は、令和6年度については承認されません。